

平成26年第1回阿武町議会定例会 会議録

第 1 号

平成26年3月5日(木曜日)

開 会 9時00分 ~ 閉 会 15時31分

議事日程

開会 平成26年3月5日(木) 午前9時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 町長施政方針演説

日程第4 議案第1号から議案第14号を一括上程

議案第1号 専決処分を報告し承認を求めることについて(平成25年度阿武町一般会計補正予算(第6回))

議案第2号 町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

議案第3号 阿武町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例

議案第4号 阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部

を改正する条例

- 議案第5号 町長及び教育長の給与の特例に関する条例
- 議案第6号 阿武町議会議員の議員報酬の特例に関する条例
- 議案第7号 阿武町旅費支給条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 阿武町税条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 阿武町観光施設等整備基金条例
- 議案第10号 阿武町移住体験滞在施設の設置及び管理に関する条例
- 議案第11号 新たに生じた土地の確認について
- 議案第12号 阿武町農林業施設災害復旧事業等分担金徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 道の駅阿武町の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第14号 阿武町日本海温泉施設に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第15号 平成25年度道の駅阿武町施設建築整備工事の請負契約の一部を変更することについて
- 日程第6 議案第16号 平成25年度道の駅阿武町施設屋外整備工事の請負契約の一部を変更することについて
- 日程第7 議案第17号から議案第32号を一括上程

議案第 17 号 山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の
数の減少及び規約の変更について

議案第 18 号 平成 25 年度阿武町一般会計補正予算 (第 7 回)

議案第 19 号 平成 25 年度阿武町国民健康保険事業 (事業勘定) 特
別会計補正予算 (第 3 回)

議案第 20 号 平成 25 年度阿武町国民健康保険事業 (直診勘定) 特
別会計予算 (第 2 回)

議案第 21 号 平成 25 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正
予算 (第 2 回)

議案第 22 号 平成 25 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算
(第 3 回)

議案第 23 号 平成 25 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算
(第 4 回)

議案第 24 号 平成 25 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予
算 (第 1 回)

議案第 25 号 平成 26 年度阿武町一般会計予算

議案第 26 号 平成 26 年度阿武町国民健康保険事業 (事業勘定) 特
別会計予算

議案第 27 号 平成 26 年度阿武町国民健康保険事業 (直診勘定) 特
別会計予算

議案第 28 号 平成 26 年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算

議案第 29 号 平成 26 年度阿武町介護保険事業特別会計予算

議案第 30 号 平成 26 年度阿武町簡易水道事業特別会計予算

議案第 31 号 平成 26 年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算

議案第 32 号 平成 26 年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

1番	小	田	達	雄
2番	小	田	高	正
3番	白	松	博	之
4番	中	野	祥	太 郎
5番	西	村	良	子
6番	末	若	憲	二
7番	長	嶺	吉	家
8番	田	中	敏	雄

欠席議員 **なし**

説明のため出席したもの

町長	中	村	秀	明
教育長	小	田	武	之
総務課長	花	田	憲	彦
民生課長	中	野	貴	夫
住民課長	中	野	克	美
経済課長	工	藤	茂	篤
施設課長	内	村	成	延
教育委員会事務局長	金	田	浩	祐
会計管理者	斉	藤		徹
福賀支所長	小	野	裕	史
宇田郷支所長	近	藤		進

欠席参与 **なし****事務局職員出席者**

議会事務局長	梅	田		晃
議会書記	野	原		淳

開会 午前9時00分

開会の宣告

○議長（田中敏雄） 全員ご起立をお願いいたします。互礼を交わします。一同礼。おはようございます。

ご着席ください。

○議長 開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。2月に入り、関東甲信と東北でこれまで経験したことのない記録的な大雪に見舞われ、公共交通機関の混乱と除雪作業の大幅な遅れにより、孤立地域や集落が続出し、被害は3千世帯以上、約7千人とも報道され、特に過疎高齢社会を直撃したことは、大きな社会不安の要因となりました。また、豪雪による死者が多数に及ぶなど、加えて農産物被害に関しては、特に農業用ビニールハウス等の損害は、31都道府県で約1万4千件が被害を受けるなど、国は農家が一日も早く再建に取り組めるよう、ハウスの修理、撤去等に農家の負担がかからないように、国と地方公共団体が助成する支援策を打ち出したところであります。

平成26年第1回阿武町議会定例会の招集にあたり、応招ご出席を賜りありがとうございました。

さて、3月の定例議会を迎える度に、3年前3月11日に発生しました、あの未曾有の東日本大震災を忘れることはできません。今もあの瞬間の映像は、誰もが脳裏に焼き付いていると思います。現在、多くの方々が避難され、不自由な生活を余儀なくされておられます。1日も早い復旧、復興を心から願うものであります。

しかし、月日の流れは速く、明日は二十四節気のひとつ啓蟄として地球上の万物が冬の眠りから目覚め、躍動への一步を踏み出す季節であります。また、

花粉症の方には大変つらい季節となり、加えて中国の大気汚染による微小粒子状物質PM2.5の飛来が多く、住民の健康に大きな支障を及ぼすことが予想され、大変憂慮しているところであります。

さて、国政の動向については、我々の一番関心深い、特に環太平洋連携協定TPPの交渉の閣僚会議は、大筋合意を断念して閉幕いたしました。今後の動向が大変気になるところであります。

2月7日から23日までの17日間、ロシアのソチで開かれましたソチオリンピックは、私たちに多くの感動と勇気を与えてくれました。特にメダリストのインタビューには、今我々が忘れかけている、人に対する感謝の気持ちを持ち続けることの大切さを教えられました。

また、2月23日に執行されました山口県知事選挙には、全国で2番目の若き村岡嗣政知事が誕生し、大きな期待が寄せられているところであります。期待するばかりではなく、我々も知事に負けず、町づくりに取り組まなければと意を新たにいたしましたところであります。当町のような小さな自治体においても一段と厳しい財政状況に置かれており、後刻、平成26年度町政執行の指針として中村町長が施政方針演説の中で施政の方向について詳細に示されるものと思いますが、議会といたしましても町民の代表としての使命感に徹し、町民の理解と付託に答えるよう不退転の努力をし、執行部と議会が一体となって取り組んでいかなければ、小さくても個性が光る自立したまちづくりは望めないと思います。

今期定例会に付議されますところの議案は、専決処分を報告し承認を求めることについて(平成25年度阿武町一般会計補正予算(第6回))をはじめとする議案32件、全員協議会における報告2件、その他1件であります。議員の皆様への厳正、公平な判断と慎重な審議を賜りますよう、切にお願い申し上げます。甚だ簡単ではございますが、開会のあいさつとさせていただきます。

○議長 ただ今の出席議員は、8人全員です。

よって、平成26年第1回阿武町議会定例会は成立しました。

○議長 これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、お手元に配布されているとおり、町長施政方針演説、議案説明、このうち契約変更議案については質疑、討論、採決、その他の案件については委員会付託であります。

議長諸般の報告

○議長 これより、日程に入るに先立ち、過ぐる12月12日開催の平成25年第7回阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め、諸般の報告を行います。

1月2日、阿武町成人式が町民センターで開催され、議員各位出席され、新成人の門出を祝されたことはご高承のとおりであります。

1月8日、山陰自動車道のインターチェンジに関する要望会が広島市の中国地方整備局で開催され、本職が出席しました。

1月11日、平成26年阿武町消防出初式が町民センターで開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりであります。

1月18日、山陰自動車道(益田～萩間)整備促進決起大会及び記念講演会が萩市民館で開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりであります。

1月20日、東京路線2便化記念、萩・石見空港利用拡大総決起大会が益田市のグラントワで開催され、議員各位出席されたことはご高承のとおりです。

1月24日、新春懇話会が町民センターで開催され、船方農場グループの坂本多旦代表による「私が体験した6次産業化と道の駅」と題した講演を拝聴したことは、議員各位、ご高承のとおりです。

1月25日、萩・福栄 水と命を守る会の第8回定時総会が萩市民館で開催さ

れ、小田副議長が出席しました。

2月10日、山陰自動車道の整備促進及び萩・小郡間地域高規格道路整備促進に関する東京要望会が国土交通省並びに県選出国會議員に対して行われ、本職が出席しました。

2月15日、平成25年度阿武町っ子栄光賞授与式が町民センターで開催され、本職が出席しました。

2月18日、山口県町議会議長会の2月定例会が山口市自治会館で開催され、本職が出席しました。なお、同会において、全国町村議会議長会の町村議会表彰の伝達があり、阿武町議会が受賞の栄に浴したことは、議会活性化に対する議員各位のご尽力の賜であり、ご同慶に存ずるところであります。

2月27日、議会運営委員会が開催され、今期定例会に関する協議がなされ、その結果につきましてはお手元に配付の資料のとおりであります。

3月1日、山口県立奈古高等学校の平成25年度卒業証書授与式が挙行され、本職が出席しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長 これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、7番、長嶺吉家君、1番、小田達雄君、を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る2月27日開催の議会運営委員会

において審議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から3月20日までの16日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、配布の会期日程のとおり、本日より16日間と決定しました。

日程第3 町長施政方針演説

○議長 ここで、今期定例会にあたり中村町長が施政方針演説を行います。町長。

○町長(中村秀明) 平成26年第1回阿武町議会定例会の開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

啓蟄を明日に控え、日もだんだんと長くなり、春の息吹が感じられる本当に清々しい季節となって参りましたが、議員の皆様には公私ともご多繁の中を、本定例会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。心から厚くお礼申し上げます。

本日から開会されます本議会定例会は、平成26年度当初予算をはじめとする重要な諸案件の審議をお願いすることになりますので、ここでまず私の施政の方針に係る所信の一端と主要な施策の概要について申し述べさせていただきます。

さて、第2次安倍内閣発足以来、1年2ヵ月が経過したところでありますが、政府は月例経済報告の基調判断の、景気は緩やかに回復しているとの前提で、今後はこの動きを持続的な経済成長の好循環につなげるため、消費税増税の影響の補完も視野に入れた、各種経済施策を積極的に展開する中で更なる景気回復を図る、としております。

この様な中で、円安等の影響もあり好調な自動車をはじめとする輸出関連産業分野では、安倍総理の強い要請を受けて、収益の改善の一部を雇用賃金に反映し、国内主要自動車メーカー等ではベースアップも実施されるようでありまして、これが他産業へも波及し、ひいては内需の拡大という形で地方の中小零細企業の収益や雇用情勢の更なる改善に繋がることを大いに期待したいと思っております。

私が町長に就任して以来9年目を迎えておりますが、この間、私は平成17年に策定いたしました基本構想、元気あぶ町5001プランの基本理念に基づく、平成17年度から平成21年度までの前期5ヵ年、そして平成22年度から平成26年度までの後期5ヵ年計画に基づき、各種施策に鋭意取り組んで来たところでありますが、議員各位もご承知のとおり、平成26年度が現行の基本構想及び後期5ヵ年計画の最終年度となるところであります。

こうした中、計画しておりました各種事業も平成25年度末までには概ね完了また、完了の見通しとなるところでありまして、現計画の中で平成26年度以降に残る大きなハード事業としましては、町道東方筒尾線、町道長浜西ヶ畑線、及び町道郷川線並びに町道片線の道路改良事業の4事業のみであります。ご案内のとおり町道東方筒尾線及び町道長浜西ヶ畑線につきましては、平成26年度当初予算にも事業費を計上し、それぞれ計画的に工事を進めることとしていくところでございます。

従いまして、平成27年度から36年度までの10ヵ年の、新たな基本構想、並びにこれに基づき平成27年度から31年度までの施策及び具体的事業を定める、新たな前期5ヵ年計画には、当然これらの事業も掲載することとなりますが、そのほかの新たな事業につきましても実際の計画立案が平成26年度となりますので、この1年をかけ、将来の阿武町の展望、戦略を基本構想という形でしっかりと定めて、その展望に沿った具体的施策、戦術を的確に定めていきたいと考

えているところであります。

今後、この新たな基本構想、基本計画の内容につきましては、議員各位にもご意見を伺う機会も何回か設ける予定としておりますので、ご理解またご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、懸案であります国道191号、木与宇田間事前通行規制区間の問題につきまして、これと密接に関連する山陰自動車道、益田萩間の整備促進とともに、議員各位のご協力も得ながら今後も要望活動等に最大限の努力を傾注する所存でありますので、このことにつきましても、ご理解ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それではここで、平成26年度において取り組むこととしている主要施策の概略を申し上げます。

まず始めに、産業対策であります。農業面につきましては、国の新たな農業政策の柱となる、農業を足腰の強い産業としていくための産業政策と、農業農村の多面的機能の維持発展を図るための地域政策に呼応し、付加価値の高い農産品の生産基盤の確保を図るための農地の汎用化対策として、県営地下かんがいシステム事業を引き続き農事組合法人福の里の圃場で、そして新たに農事組合法人木与なぎさファームの圃場でも取り組むと同時に、エコ100米等の環境保全効果と付加価値の高い営農活動を支援する環境保全型農業への支援対策を引き続き実施します。

また、平成26年度が最終年度となる県営中山間地域総合整備事業において、引き続き農作業や日常交通の利便性の向上のため、狭隘であります飯谷の農道拡幅工事を実施、また農村生活環境整備のための土地区の営農飲雑用水整備事業も引き続き進め、さらに、危険ため池改修と農業生産基盤整備を兼ねた伊豆上ため池改修工事にも鋭意取り組み、早期完成をめざしてまいります。さらに、ため池の崩壊等による災害を未然に防ぐため、平成25年度から取り組んでおり

ます県営農村災害対策整備事業につきましては、福賀地区の6ヶ所の危険ため池について、順次実施設計や改修工事等を行ってまいります。

また、高齢化が進む中で地域農業を担う農業法人や認定農業者等による生産性が高く安全安心な産地形成を支援するため、新たに麦用施肥播種機や大豆用選別選粒機の導入に対する支援を行ってまいります。さらに、新規就農者の円滑な受け入れのためのニューファーマー就農促進研修事業にも引き続き取り組むとともに、国県補助の対象とならない農事組合法人での研修者受入につきましても、引き続き町の単独事業として、これを支援してまいります。また、深刻な問題となっておりますイノシシ、サル等の有害鳥獣の被害対策につきましては、捕獲頭数の増頭を積極的に進めると同時に、捕獲隊への出動費補助も引き続き行ってまいります。

次に、林業におきましては、森林組合や民間事業者と町との協定により適切な森林管理を図り、その多面的な機能を発揮するための森林経営計画に基づく諸活動を支援します。また、町有林につきましては、保育事業を計画的に実施するとともに、搬出間伐等の施業を容易にするための林業専用道東イラオ山線の開設工事も鋭意進め、年度内完成をめざしてまいります。

次に、水産業におきましては、磯焼け対策として取り組んでまいりました石材等の着定基質の投下による藻場の造成事業を引き続き実施し、さらに、地域の間伐材を活用した魚礁の設置や、町の特産づくりにつながるキジハタの幼稚仔保護育成魚礁の設置にも引き続き取り組みます。また、つくり育てる漁業の自立化とブランド化の支援のため、漁協が実施するアワビ等の種苗生産、稚貝の購入、さらにはキジハタ種苗の購入費に対する補助も引き続き行ってまいります。

次に、商工業対策としましては、起業時における初期投資等の負担軽減を図るための、経費の一部を補助する町単独事業の起業化支援事業を引き続き実施

をしてまいります。さらに、リニューアルオープンの初年度となる道の駅阿武町につきましては、地域資源を活用した商品開発や、観光創出等の支援を行うと同時に保冷車を導入し、準高冷地である福賀地区の特色ある農産物と海岸部の奈古、宇田郷地区の新鮮な魚介類や水産加工品の流通販売の効率かつ有機的な循環システムの構築をしてまいります。また、眺望が素晴らしく、放牧場の整備により牧歌的雰囲気が一層高められる西台を観光資源として活用するため、新たに展望所を設置してまいります。

次に、2番目の暮らしの対策につきましては、昨年7月28日の豪雨災害を教訓に、有事はもとより平時にあっても危機管理意識を共有し、地域の見守り体制の連携強化を図るため、地域見守りネットワーク体制を構築するとともに、災害対策基本法に基づく災害時要配慮者に対する個別計画の策定に取り組んでまいります。また、引き続き町内の老人福祉施設等との連携を図りながら、生活支援ハウスや介護サービスの積極的な活用を推進すると同時に、各種健康づくり教室やサロンなどの健康福祉事業、生活支援事業等につきましては、工夫を加えながら継続して実施するとともに、介護予防、日常生活支援総合事業を拡充し、新たにプールを利用した二次予防事業等にも取り組んでまいります。なお、認知症予防対策につきましては、阿武町総合相談センターに配置している認知症地域支援推進員を中心に、介護と医療が連携したサービス体制の充実や認知症の方の家族会の立ち上げや認知症予防教室の一層の充実を図ってまいります。さらに、予防接種等につきましては、新たに水痘、そして高齢者肺炎球菌の定期接種や風疹抗体の定期検査等に取り組んでまいります。また、健やかな子どもを産み育てるため、妊婦、乳幼児健康検診や歯科検診などの充実を図るとともに、新生児訪問や妊婦、育児相談をはじめとする子育て支援事業等においても工夫を加えながら一層の充実を図ってまいります。また、保育の面では、カナダ、ビショップス大学との連携による、みどり保育園外国青年招致

事業につきましては、保護者の方々から好評をいただいておりますので、引き続き実施をまいります。

さらに、福賀地区において新たにみどり保育園福賀分園の建物の一部を利用し、児童の健全育成と保護者の就労支援のための児童クラブの開設を新たにします。なお、平成27年10月に山口県で開催予定の全国健康福祉祭、ねんりんピックおいでませ！山口2015につきましては、本町は俳句交流大会を引き受けることとしておりますので、これに向けた準備も計画的に進めてまいる所存であります。

次に、3番目の生活環境対策につきましては、継続、繰越事業であります町道柳尾汐入線につきましては、年度内早期の完成に向けて、鋭意事業を進めてまいります。さらに、これも同じく継続事業であります町道長浜西ヶ畑線につきましても、平成27年度の完成に向け鋭意工事を進めてまいります。さらに、町道東方筒尾線につきましては、役場前の幅員が4.5メートルしかなく、大型車との離合等に支障をきたしているほか、通学路になっているうえに、歩行者が多いにもかかわらず歩道が無く危険な状態にありますので、新たなバイパス的ルートで道路改良に取り組むための測量設計に着手してまいります。また、町道金社地吉線につきましては、飯谷地区坂根付近の法面が危険な状況となっておりますので法面の掘削、防護網の設置等の安全対策工事を実施します。さらに、昨年7月28日はもとより、大雨の際に冠水や床上浸水等の被害が慢性的に発生をいたします福賀地区中村地域周辺につきましては、避難所となっております、のうそんセンターへの安全な避難路の確保のため、町道亀山十王堂線の道路改良に向けた予備設計に着手するとともに、周辺の抜本的な排水計画をまいります。また、大雨等で崩壊のおそれがあり、地元からの要望もあります福賀地区の住宅の裏山につきましては、法面保護の小規模治山事業を実施してまいります。さらに、昨年7月の豪雨災害の際に氾濫し護岸の一部が崩壊

しております宇田郷地区惣郷の山合川につきましては、災害対策に向けた測量設計及び護岸改修工事を行ってまいります。町民の安全安心の確保及び防災対策は町の最重要課題であります。そのため、地震時の住宅倒壊被害から住民を守るため、住宅の耐震診断経費の負担や耐震改修にかかる経費の補助を引き続き行ってまいります。また、町民生活環境の向上と地域経済の活性化を図るため、住宅のリフォームや木造住宅の建築費の一部を補助してまいります。

さらに、地球温暖化対策につきましては、住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助を引き続き行ってまいります。なお、可燃ゴミの処理につきましては、現在萩市との事務委託契約により、萩清掃工場に搬入しておりますが、これと平行して平成27年度供用開始予定の萩・長門清掃一部事務組合の清掃工場建設事業に対する負担も引き続き行ってまいります。また、コミュニティワゴン運行事業につきましては、利用状況等を考慮しながら利便性の向上と一層の利用促進を図ってまいります。

次に、4番目の定住促進対策につきましては、定住の前提は魅力ある町であります。そのため、引き続き産業振興はもとより、住みやすい環境整備のための各種のハード事業、また特色のある子育て支援や、スポーツ文化行事等のソフト事業を鋭意進めてまいります。また、奈古地区岡田橋に公営住宅の建設を引き続き行うとともに、定住対策の大きな柱となります空き家等の情報提供を行う空き家バンク事業をさらに積極的に進め、新規就農者等を含む都市部からの移住者を、高齢化が進む各集落へと誘引し、新たな風をその地域に入れ、地域の活力を高める阿武町型の定住対策を進めるとともに、移住希望者が一定期間田舎暮らしを体験する拠点としての移住体験滞在施設、いわゆるお試し住宅の整備も行ってまいります。更に、広報や町のホームページ等のタイムリーな情報発信機能を一層強化し、活力と魅力ある阿武町の姿を内外に発信してまいります。また、移住の足がかりとなるよう、都市圏での定住フェア等にも積極

的に参加するとともに、各種交流事業や町の広報誌、ふるさとカレンダー、ふるさと寄附等で醸成した意識を発展させ、同窓会や町人会、町出身者の企業等にも積極的に出向き、阿武町出身者のネットワークの構築を図り、企業誘致の足がかりづくりにも努めてまいります。特に、今年6月に予定されております、仮称東京ふるさと阿武町会の立ち上げと活動支援につきましては積極的に取り組んでまいり所存であります。さらに、若者定住や結婚対策、異業種交流等の視点からも若者交流会の開催についても、自主性を重んじながら引き続き側面的に支援してまいります。

次に、5番目の社会教育、学校教育の推進対策につきましては、次代を担う児童生徒の読書活動の推進のため、第4次学校図書館図書整備5ヵ年計画に基づき、町内各小中学校の図書の充実を図ってまいります。また、施設や設備の老朽化に対応するため、町民センター屋上防水工事、トイレの改修、文化ホール舞台パネル補修や体育センター壁面漏水対策また学校プール浄化装置補修や武道館屋根改修、町民グラウンド照明安定器取替工事等を行い教育関係施設の適正管理と利便性の向上に努めてまいります。さらに、町民の学習に対する多様な需要を踏まえ、またふるさと愛を育む観点も含め、阿武町の有形無形の資源を活用した、阿武町の歴史秘話発見講座の開設にも取り組んでまいります。また、阿武町制施行60周年の記念事業の一環として、30年前の昭和59年3月に発刊した、阿武町のむかし話に工夫を加えた改訂版の発行事業にも取り組んでまいります。

最後に、6番目の住民参画対策につきましては、それぞれの地域での真摯な取り組みにより、自治会制度も5年が経過し、ある程度根付いてきたところではありますが、自治会としての取り組みの実態は、それぞれに相当の温度差があると認識をしております。今後は、各自治会が本来の機能を発揮するよう、特に小規模自治会につきましては、集落活動の維持向上の観点からも組織体制の

在り方についての話し合いの場を設置するなどのサポート、相談体制の充実を図ってまいります。また、自治会の自主防災組織としての取り組みは、安全安心なまちづくりの基本であります。そのため、平成21年度から毎年実施してまいりました、消防団と自治会の合同消火訓練の経験を踏まえ、消防団を補完する組織の育成を図ってまいります。なお、自治会への各種交付金につきましては、自治会長さんのご意見も参考にいたしながら、使い勝手をよくするよう、内容の再検討も引き続き行ってまいります。また、まちづくり懇談会につきましては、私が就任以来毎年行っておりますが、引き続き町内3地区で実施するとともに、いわゆる出前トーク、町政出前講座なども要請に応じて実施をしていく所存であります。

以上、平成26年度に取り組むこととしている重要施策の概要なり私の考え方をご説明申し上げましたが、新年度においては、一層の町民の皆様のご理解とご協力を得ながら、これら各種施策を迅速かつ的確に執行するとともに、一方で不断の行政改革を断行しながら、町政運営を行ってゆく所存でございますので、議員各位におかれましても重ねてご理解ご協力をお願い申し上げます。

それでは、本定例会にご提案申し上げ、ご審議をお願いいたします議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて（平成25年度阿武町一般会計補正予算（第6回））につきましては、去る2月23日執行の山口県知事選挙関係経費の計上が主なものでありますが、選挙事務経費の補正予算の専決処分をいたしましたので、これをご報告しご承認をお願いするものであります。

次に、議案第2号、町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第3号、阿武町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一

部を改正する条例及び議案第4号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の3議案につきましては、町長及び教育長の給料月額並びに議会議員の報酬月額について、職務職責の内容や町の財政状況、また県内他町との均衡も考慮し、単独町政を選択し国の財政制度の不透明な中で現行額への大幅な削減を行った平成17年度以前の水準に復すべく阿武町特別職報酬等審議会に諮問し、この度これに対する答申を得ましたので、この答申に従い報酬額等を改定するための関係条例の一部改正であります。

次に、議案第5号、町長及び教育長の給与の特例に関する条例及び議案第6号、阿武町議会議員の議員報酬の特例に関する条例につきましては、ただ今議案第2号から議案第4号で改定をお願いする町長、教育長の給料月額並びに議員の報酬月額であります。平成26年度中におきましては、昨年7月の豪雨災害の災害復旧事業に相当の財源を要するため、町長においては改定額の10パーセント、教育長においては5パーセント、議員においては20パーセントを削減減額する旨の特例条例の制定であります。

次に、議案第7号、阿武町旅費支給条例の一部を改正する条例につきましては、旅費の内、定額支給となっております宿泊料について、上限を定めた実費支給に変更するほか、字句や条文の整理に伴う条例の一部改正であります。

次に、議案第8号、阿武町税条例の一部を改正する条例につきましては、リニューアルオープンする道の駅の日本海温泉が当面の対象となりますが、鉱泉浴場として新たに入湯税を導入するための町税条例の一部改正であります。

次に、議案第9号、阿武町観光施設等整備基金条例につきましては、ただ今の議案第8号の入湯税の導入に伴い、入湯税は目的税でありますので、その使途となる観光施設等の整備に必要な経費に充てるための基金を設置する条例の新規制定であります。

次に、議案第10号、阿武町移住体験滞在施設の設置及び管理に関する条例に

つきましては、定住促進を図るため移住希望者が短期間滞在して地域を知り、暮らしを体験する移住体験滞在施設の設置に係る条例の新規制定であります。

次に、議案第11号、新たに生じた土地の確認について、つきましては、奈古漁港沢松地区の埋め立てに伴い、隣接する国有海浜地について、新たに土地として確認するため議会のご議決をお願いするものであります。

次に、議案第12号、阿武町農林業施設災害復旧事業等分担金徴収条例の一部を改正する条例につきましては、農地、農業用施設災害復旧事業の受益者分担金の負担割合の変更に伴う条例の一部改正であります。

次に、議案第13号、道の駅阿武町の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきましては、道の駅のリニューアルに伴い、条例にあります施設の構成に変更が生じるための条例の一部改正であります。

次に、議案第14号、阿武町日本海温泉施設に関する条例の一部を改正する条例につきましては、本条例の温泉スタンド部分の規定につきまして、既に機能を廃止しておりますので、これを削る条例の一部改正であります。

次に、議案第15号、平成25年度道の駅阿武町施設建築整備工事の請負契約の一部を変更することについて、及び議案第16号、平成25年度道の駅阿武町施設屋外整備工事の請負契約の一部を変更することについて、つきましては、道の駅の本体工事及び外構工事ではありますが、事業内容の変更に伴う契約金額の変更でございます。

次に、議案第17号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、つきましては、山口県市町総合事務組合を組織する団体から、解散に伴い周南地区食肉センター組合が脱退するための規約の変更であります。

次に、議案第18号、平成25年度阿武町一般会計補正予算(第7回)につきましては、今回の補正額は、3265万6千円の減額で、補正後の歳入歳出予算の総

額は36億5194万1千円となるところであります。

それでは、今回の補正の主なものを申し上げますと、まず、歳出であります。議会費につきましては、欠員に伴う報酬等の調整のみであります。次に、総務費につきましては、木与及び筒尾自治会の集会施設の改修に伴い集落彩生交付金を増額、件数の増加に伴う乳幼児用シートベルト補助金の増額、また萩市消防本部の常備消防車両の更新等に係る消防救急事務委託料を増額する一方で、精算に伴い参議院議員選挙費及び阿武町議会議員選挙費を減額、また入札減に伴い固定資産税の土地の評価替えに係る鑑定評価業務委託料の減額が主なものであります。次に、民生費につきましては、各種扶助費、事務事業や繰出金の最終精算等を行うほか、利用者の減により福祉タクシー助成金の減額、また参加者の減に伴う敬老の日大会関係経費減額や退所者の発生に伴う老人保護措置費の減額等が主なものであります。次に、衛生費につきましても、各種事務事業や繰出金の最終精算等が主なものでありますが、そのほかに利用実績確定に伴い住宅太陽光発電システム設置費補助金の減額や工事費及び補助金等の確定に伴う萩長門清掃工場事務委託料の減額が主なものであります。次に、農林水産業費につきましては、各種事業、補助金や繰出金等の最終見込みによる調整のほか、奈古漁港沢松地区の簡易標識灯の修理及び同じく沢松海浜地の購入費、再測量委託料を増額、また宇田郷漁港機能保全計画のチェックリストの様式変更等に伴う漁港施設機能保全計画策定業務委託料を増額する一方で、対象者の減による農事組合法人後継者育成補助金の減額、また昨年7月の豪雨災害の発生により施業面積が大幅に減少したことにより町有林保育事業委託料の減額、同様の理由により森林組合の民有林の森林経営計画策定に係る森林整備活動支援交付金の減額等が主なものであります。次に、商工費につきましては、道の駅施設整備工事費の一部を備品購入費に振り替えておりますが、そのほかに道の駅の施設整備事業費8億6090万8千円の財源として、新たに国からの地

域の元気臨時交付金6621万3千円や県の森林整備加速化林業再生事業補助金3億3690万1千円が見込めることになりましたので、当初4億5000万円を予定しておりました公共施設整備基金からの繰り入れを3億円減額し、同様に当初1億900万円予定しておりました過疎債につきましては、起債を行わないこととしたし、財源調整をしております。次に、土木費につきましては、各種事業の最終精算のほかに、町道等3カ所の補修等に係る道路費の増額や町道長浜西ヶ畑線との事業調整による町道汐入野地線道路改良事業費の増額、事業量確定に伴う農林水産施設単独災害復旧事業及び公共土木施設単独災害復旧事業の測量設計業務委託料を増額する一方で、事業調整により町道長浜西ヶ畑線道路改良事業費を減額、また実績により民間住宅の耐震診断や耐震改修、リフォーム等に係る委託料及び補助金を減額しているところであります。次に、消防費につきましては、萩市消防本部のタンク車の更新による消防救急事務委託料の増額が主なものでございます。次に、教育費につきましては、各種事業、行事経費の最終精算調整でございます。最後に、公債費につきましては、償還額の確定等による減額計上であります。

以上で、歳出の説明を終わりました。次に、歳入の主なものでありますが、まず地方交付税につきましては、交付見込みによる増額計上であります。次に、分担金及び負担金につきましては、老人福祉施設や保育園、児童クラブ等の入所者等の増減による自己負担金の調整のほか、事業費及び補助率の確定により農地農業用施設災害復旧事業の受益者分担金等を減額計上しているところであります。次に、使用料及び手数料につきましては、入居者の変動による町営住宅使用料の減額計上でございます。次に、国庫支出金につきましては、支払額や査定額の確定等実績による増減調整のほかに、国からの配分事業費の確定により町道柳尾汐入線及び町道長浜西ヶ畑線道路改良工事に充当する社会資本整備総合交付金を1094万6千円減額し、また一方で先ほど歳出の、道の駅施設整

備事業費の際の財源として触れましたが、地域の元気臨時交付金6621万3千円を新規計上しているところでございます。次に、県支出金につきましても同様に、各種補助金や負担金の額の確定等に伴う増減調整であります。このほかに昨年7月の豪雨災害に係る災害救助費及び同事務費の委託料の新規計上、そしてこれも歳出の道の駅施設整備事業費の際の財源としても触れましたが、新たに森林整備加速化林業再生事業補助金3億3690万1千円を計上、さらに負担率の確定等により25災農地農業用施設災害復旧事業県負担金を増額計上しております。次に、寄附金につきましては、ふるさと寄附金の増額計上であります。次に、繰入金につきましては、道の駅施設整備事業費の財源として、当初で公共施設整備基金からの繰入金4億5000万円を予定しておりましたが、先ほどからご説明いたしておりますように、国の地域の元気臨時交付金6621万3千円と県からの森林整備加速化林業再生事業補助金3億3690万1千円の合計で約4億円が財源として見込めることになりましたので、取り崩し額を3億円減額することとしたところでございます。

次に、繰越金につきましては、今回の補正財源の調整計上であります。次に、諸収入につきましては、清算見込みに伴う管外保育委託料の減額計上ほかでございます。次に、町債につきましては、各種事業費の確定等に伴う起債額の調整であります。大きなものとしたしましては臨時財政対策債1億円につきましては借り入れないこととし全額を減額、さらに道の駅施設整備事業費に充当する予定で当初計画しておりました過疎対策事業債1億900万円につきましても、先ほどからご説明しましたように、国の地域の元気臨時交付金や県からの森林整備加速化林業再生事業補助金が財源として見込めることになりましたので、これを借り入れないこととしたところでございます。以上で、平成25年度一般会計補正予算(第7回)の概要説明を終わります。

次に、議案第19号、平成25年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会

計補正予算(第3回)から議案第24号、平成25年度阿武町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)までは、いずれも特別会計の補正予算でありまして、その都度担当参与から説明をいたさせますので、ここでの説明は省略をさせていただきます。

次に、議案第25号から議案第32号までの平成26年度一般会計及び各特別会計の当初予算についてご説明申し上げます。

国内の経済状況や平成26年度における私の所信、また、主要な施策の概要につきましても、冒頭申し述べさせていただいたところではありますが、現今の景気動向や国の財政状況等を勘案いたしますと、景気は上向いているとはいうものの、これが今後の雇用の拡大や賃金の上昇にどの程度好影響を与え個人住民税収が増加してくるか、また一方で消費税増税の影響や駆け込み需要の反動により内需の冷え込み、あるいは法人税関係減税が町の税収等にどの程度影響を及ぼすのか全く見通せない状況でございます。こうしたことを勘案しますと、新年度においても大変厳しい財政運営を迫られる事は想像に難くありません。

こうした中、新年度予算の編成におきましては、8億6000万円を要した道の駅阿武町の整備関係事業も完了し、ある意味で一段落したところではありますが、一方で平成27年度供用開始予定の萩長門清掃工場建設事業への負担金はそのピークを迎え、本町の財政規模からいたしますと大変大きな約2億5000万円の一般財源を要することになるところでございます。こうしたことから、新年度予算につきましても、物件費等の消費的経費の精査を徹底的に行い、その削減に務める一方で、投資的経費につきましてもその緊急性、必要性、費用対効果等を十分に検討し、できるだけその確保に努めたところでありまして、その結果、一般会計予算の総額を、対前年度比5億9700万円、17.8パーセント減の、27億5300万円としたところでございます。また、7つの特別会計につきましても、その合計額は、対前年度比9130万円、5.7パーセント増の、16億9088万8千

円で、一般会計と特別会計を合わせた予算総額は、対前年度比5億570万円、10.2パーセント減の44億4388万8千円としたところでございます。

それではここで、それぞれの会計について順次その概要をご説明申し上げます。

最初に、議案第25号、平成26年度阿武町一般会計予算についてであります。まず議会費につきましては、議員報酬の改定や共済費の増額等により、対前年度比767万円、20.3パーセント増の4538万5千円の計上でございます。次に、総務費につきましては、特別職の給料の改定に伴う増額や今後の財源の平準化を図る観点から市町村職員退職手当組合負担金の積み増し、あるいは起債管理システムの導入やOA機器更新等により増額する一方で、事業完了によりグリーンパークあぶの整備事業費及び固定資産評価替えに伴う鑑定評価業務委託料を減額、また事業の完了により、阿武町長選挙、阿武町農業委員会委員選挙、参議院議員補欠選挙、参議院議員通常選挙並びに阿武町議会議員選挙の関係経費の減額等により、差引総額で、対前年度比2318万3千円、5.5パーセント減の3億9655万9千円の計上であります。次に民生費につきましては、おおむね前年度実績を勘案した計上ではありますが、大きな増減としては、施設入所に係る介護給付費や就労継続支援B型の訓練等給付費の減額。また、後期高齢者医療事業特別会計への繰出金を減額する一方で、対象者の増加により就労移行支援費、障害児通所支援費及び老人保険措置費を増額、さらに国民健康保険事業（事業勘定）特別会計や介護保険事業特別会計への繰出金の増額、また消費税増税に伴う低所得者への臨時福祉給付金関係経費2383万5千円、及び子育て世帯臨時特例交付金関係経費487万6千円の新規計上等で、差引総額で、対前年度比7236万7千円、12.7パーセント増の6億4235万2千円の計上でございます。次に衛生費につきましてもおおむね前年度実績を勘案した計上でございますが、大きな増減要因としては、平成27年度からの供用開始に向け建設中の菖

長門清掃工場への工事費の事務事業委託料が対前年度比1億5252万2千円増の2億4252万2千円と大幅な増額となり、衛生費全体の差引総額では、対前年度比1億5235万円、67.4パーセント増の3億7841万4千円の計上でございます。

次に労働費につきましては、おおむね前年度並みの計上で、対前年度比2万5千円、0.6パーセント減の390万8千円の計上でございます。次に農林水産業費であります。まず農業費につきましては、事業費の減額に伴う飯谷農道、伊豆上ため池及び土地区営農飲雑用水に係る県営中山間地域総合整備事業負担金の減額、また西台公共牧場に係る畜産基盤再編総合整備事業費の減額、さらに制度変更に伴う農地水保全管理交付金を減額する一方で、新たな制度による多面的機能支払交付金の新規計上、農業法人等の麦や大豆の生産収穫用機械の補助に係る需要対応型産地育成事業費補助金の新規計上、さらに農地の汎用化のための地下かんがいシステム事業負担金の増額や西台公共牧場の維持管理費の新規計上、そして福賀地区6カ所の危険ため池を順次改修する県営農村災害対策整備事業負担金を新規計上しているところであります。また林業費につきましては、最終年度となり事業量が減少する東イラオ林業専用道新設工事関係経費の減額や箇所数の減少に伴う小規模治山事業費の減額が主なものでございます。また水産業費につきましては、事業完了により宇田郷漁港の施設長寿命化のための機能保全計画策定業務委託料を減額する一方で、奈古漁港木与地区の泊地浚渫工事費を新規計上、また設置箇所数の増加に伴う間伐材魚礁設置事業費やキジハタの幼稚仔育成用魚礁沈設事業費を増額計上し、これら農林水産業費全体では、差引対前年度比8674万1千円、21.1パーセント減の3億2619万7千円の計上であります。次に商工費につきましては、事業完了による道の駅施設整備関連経費の大幅な減額により、対前年度比8億1168万2千円、93.3パーセント減の5828万円の計上であります。次に土木費につきましては、繰越ではあります。事業完了により町道柳尾汐入線道路改良工事費の減額及び町道郷

川線道路改良工事費を減額する一方で、継続事業であります町道長浜西ヶ畑線道路改良事業費関係経費を増額計上、また町道東方筒尾線及び町道上郷線につきましては、測量設計業務委託料を新規計上、さらに町道金社地吉線道路防災工事費及び町道田部青浦線道台補修工事を新規計上、また福賀地区の災害時の避難所となります、のうそんセンターへの避難路の確保対策として町道亀山十王堂線の改良に向けた予備設計業務委託料の新規計上、さらに同様に同所周辺の大雨の際の慢性的な浸水、冠水被害の抜本的な解決策のための排水計画検討業務委託料の新規計上、また昨年7月の豪雨災害で護岸が崩壊した宇田郷地区惣郷の山合川の災害対策関係事業費を新規計上しております。また、公営住宅につきましては、事業完了により宇田郷の郷地区の公営住宅建設事業費を減額する一方、奈古地区岡田橋に新たに2棟4戸の公営住宅を建設するための関係経費を新規計上、また美里特定賃貸住宅の一部の地盤沈下修正補修工事費の新規計上等で、土木費合計では、対前年度比7387万2千円、35.9パーセント増の2億7955万2千円の計上であります。次に消防費につきましては、事業完了により宇田郷分団の水槽付普通消防ポンプ車購入費を減額する一方で、萩市消防本部の消防救急用無線のデジタル化に合わせた設備の更新により消防救急事務委託料を増額し、差引合計で、対前年度比441万7千円、3.6パーセント増の1億2696万2千円の計上であります。次に教育費につきましては、町民センターの屋上防水、空調設備や便所の改修、文化ホールのステージ内装改修、また体育センターの漏水補修、さらに武道館の屋根や内部改造、町民グラウンドの照明安定器の取替や奈古学校プールや福賀国民プールの浄化装置の改修等の各種教育、体育関係施設の改修経費を計上するほか、町制60周年記念事業の一環として、歌手を招聘しての文化ホールでのコンサート事業費、及び積み立てしておりますふるさと寄附金を主な財源として、30年ぶりになります阿武町のむかし話の改訂版の発行事業費の新規計上等で、対前年度比4320万1千円、32.0パ

一セント増の1億7818万4千円の計上でございます。次に災害復旧費につきましては、前年度は枠取りのみの計上でありましたが、新年度につきましては、平成25年度の災害に係る農地、農業用施設災害復旧関係工事費、及び公共土木施設災害復旧工事費並びに単独災害復旧工事費の計上等で、2926万3千円の計上であります。次に公債費につきましては、償還完了等により対前年度比1320万3千円、4.5パーセント減の2億7794万4千円の計上であります。次に諸支出金につきましては、計上いたしておりません。なお予備費につきましては、前年度同額の1千万円の計上であります。

以上で、歳出の説明を終わりました、続いて歳入の主なものについてご説明いたします。まず町税につきましては、納税義務者及び法人数の減少等により住民税は減収傾向にあるものの、景気の回復基調を反映した設備投資の増加から、償却資産を柱とした法人固定資産税の増収、さらに新年度から導入予定の入湯税の税収を見込み、対前年度比197万千円、0.7パーセント増の2億8218万2千円の計上でございます。次に地方譲与税につきましては、減税等の影響により自動車重量譲与税は減少するものの、地方揮発油譲与税については前年度実績を勘案して増額し、差引で対前年度比40万円、1.3パーセント増の3180万円の計上でございます。次に利子割交付金、配当割交付金、株式譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金の各交付金につきましては、前年度実績及び国の配分見込み等を勘案し、総額で対前年度比45万円、1.3パーセント減の3300万円の計上であります。次に地方交付税につきましては、前年度同額の15億円の計上であります。次に交通安全対策特別交付金につきましては、これも前年度同額の85万円の計上であります。次に分担金及び負担金につきましては、各種事業の受益者分担金や保育料の保護者負担金等ありますが、前年度実績等を勘案し、総額で対前年度比67万7千円、2.5パーセント減の2613万5千円の計上でございます。次に使用料及び手数料につつま

しては、町営住宅使用料等でございますが、これも前年度実績を勘案し、対前年度比63万7千円、1.2パーセント減の5174万6千円の計上でございます。次に国庫支出金につきましては、社会資本整備総合交付金は事業完了により町道汐入野地線関係分を減額する一方、岡田橋公営住宅建設事業分が増額となり、また25災公共土木災害復旧事業費国庫負担金の新規計上、並びに消費税増税対策のとしての臨時福祉給付金給付事業及び子育て世帯臨時特例交付金交付事業費国庫補助金の新規計上等により、差引合計で対前年度比4618万1千円、28.7パーセント増の2億702万7千円の計上であります。次に県支出金につきましては、障害者自立支援給付費県負担金や児童手当県負担金の増額並びに25災農地農業用施設災害復旧事業費県負担金を増額する一方、西台の草地整備に係る畜産基盤再編総合整備事業費補助金を減額、また事業費の減少により林業専用道東イラオ山線整備に係る森林整備加速化林業再生事業補助金を減額、さらに事業完了により参議院議員補欠選挙委託金並びに参議院議員選挙委託金を減額し、差引合計で対前年度比8548万8千円、31.7パーセント減の1億8425万5千円の計上であります。次に財産収入につきましては、おおむね前年度並みの計上ありますが、不動産売払収入に美咲第4分譲宅地4区画程度の1000万円を計上し、これを含め対前年度比1039万9千円、127.0パーセント増の1859万円の計上であります。次に寄附金につきましては、ふるさと寄附金等の枠取りとして2千円の計上であります。次に繰入金につきましては、前年度は道の駅の施設整備事業の財源として、公共施設整備基金から4億5千万円、ふるさと振興基金から5千万円の繰入れ、さらに一般財源として土地開発基金から6千万円の繰り入れを計上しておりましたが、新年度につきましては、町制60周年記念事業の阿武町のむかし話改訂版発行の財源として、ふるさと振興基金で積み立ててきております、ふるさと寄附金取り崩しによる繰り入れ283万円、及び萩長門清掃工場の負担金の財源として公共施設整備基金からの繰入金1億4200万円の

計上のみでありますので、差引合計で対前年度比4億1515万5千円、74.1パーセント減の1億4513万円の計上でございます。次に繰越金につきましては、財源調整として前年度同額の1億円の計上でございます。次に諸収入につきましては、市町村振興宝くじ交付金を増額する一方、町内企業に貸し付けている地域総合整備資金貸付金の償還が最終年となることにより減額し、そのほかは、おおむね前年度実績等を勘案しての計上で、対前年度比164万3千円、6.4パーセント減の2389万3千円の計上であります。最後に町債につきましては、事業完了により宇田郷分団の水槽付き普通消防ポンプ自動車整備事業、道の駅施設整備事業、仮称阿武町中央公園整備事業等に係る過疎対策事業債が不用となったため、対前年度比1億5190万円、50.6パーセント減の1億4840万円の計上であります。以上で、平成26年度一般会計当初予算の概要説明を終わります。

次に、議案第26号、平成26年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算から議案第32号、平成26年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算までの、7つの特別会計につきましては、主要なもののみご説明を申し上げます。

まず議案第26号、平成26年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計予算につきましては、一般被保険者及び退職被保険者の療養給付費の増加を勘案し、対前年度比2559万5千円、3.9パーセント増の6億8391万8千円の計上でございます。

次に議案第27号、平成26年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計予算につきましては、診療所の受診者数の減少に伴う医薬材料費の減額のほかは、おおむね前年度並みの計上で、対前年度比136万8千円、2.3パーセント減の5791万3千円の計上であります。

次に議案第28号、平成26年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算につきましては、保険基盤安定負担金を増額する一方、事業完了により後期高齢者医療制度事務支援システム更新委託料を減額し、差引で対前年度比134万2千円、

1.6パーセント減の8510万円の計上でございます。

次に議案第29号、平成26年度阿武町介護保険事業特別会計予算につきましては、在宅サービス利用者の増による保険給付費の増額により、対前年度比6910万円、12.5パーセント増の7億1430万円の計上であります。

次に議案第30号、平成26年度阿武町簡易水道事業特別会計予算につきましては、おおむね前年度並みの計上で、対前年度比6万6千円、0.1パーセント増の4624万3千円の計上でございます。

次に議案第31号、平成26年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算につきましては、起債元利償還額の減少等により、対前年度比91万円、1.2パーセント減の7758万7千円の計上でございます。

次に議案第32号、平成26年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算につきましては、おおむね前年度並みの計上ではありますが、対前年度比15万9千円、0.6パーセント増の2582万7千円の計上でございます。

以上で、平成26年度の各特別会計予算の説明を終わります。

次に全員協議会における報告第1号、契約の締結について、につきましては、町の執行に係る工事請負契約の締結について、その概要をご報告申し上げるものでございます。

次に報告第2号、有限会社ドリームファーム阿武の経営状況について、につきましては、地方自治法の規定に基づきその経営状況のご報告を申し上げますのでございます。

以上、本日ご提案申し上げ、ご審議をいただきます議案等につきまして、その概要をご説明申し上げましたが、ご提案いたしました議案等のなお詳細につきましては、その都度担当参与からご説明いたさせますので、ご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。開会にあたりましてのごあいさつに代えさせていただきます。

○議長 以上で、町長の施政方針演説を終わります。

ここで、会議を閉じて10分間休憩いたします。

休 憩 10時15分

再 開 10時24分

日程第4 議案第1号から議案第14号を一括上程

○議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

○議長 日程第4、議案第1号から議案第14号までを一括上程いたします。

まず、議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて、(平成25年度阿武町一般会計補正予算(第6回))について、説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて(平成25年度阿武町一般会計補正予算(第6回))をご説明いたします。

本案件につきましては、一般会計補正予算第6回の専決処分ではありますが、451万円を追加するものであります。次のページをお願いします。

これは専決処分書の写しではありますが、先決の理由として、去る2月23日執行の山口県知事選挙にまつわります関係諸経費ではありますが、前知事の辞任後直ちに選挙の準備事務を始めなければならなかったことによりますこと、さらにこれに加えて、グリーンパークあぶの利便性の向上のために、JR奈古駅のプラットホームの一部を購入し、一部を撤去整地してフェンス等を設置する工事につきまして、JRとの協議の結果、JRの委託事業ではなく、直接町の事業として実施しても良いということになりましたので、年度内に完了するた

めには早急な予算の組み換えの必要が生じたための専決処分であります。

(総務課長 補正予算の内容について説明する。)

○議長 続いて、議案第2号、町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例から、議案第4号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例までは関連がありますので、一括して説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第2号、町長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び、議案第3号、阿武町教育委員会教育長の給与及び勤務時間に関する条例の一部を改正する条例並びに議案第4号、阿武町議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の3議案につきましてご説明いたします。

本3議案につきましては、町長及び教育長の給料月額並びに議会議員の報酬月額を現行の額に改定した平成17年度の前の水準に復する旨の改定であります。

5ページをお願いします。これは、阿武町特別職報酬等審議会の答申書の写しですが、下の段の3の付帯事項が次のページにも続いておりますが、ここで述べておりますように、三位一体改革等による補助金や地方交付税の減額、あるいは平成17年度のいわゆる平成の大合併の渦の中で単独町政を選択した本町において、先行きが不透明な地方財政制度の状況下、相当の財源不足が生じる可能性が否めないというふうな中で、当時としては助役の廃止を含む各種委員の定数の削減や議員定数12を8にというふうな大幅な削減等に加え、特別職の報酬等についても大幅な減額を行い、現在にいつているところであります。

しかしながら、当時43あった町村が現在の6町に激減する等、各種の組織あるいは対処すべき課題は一層複雑多様化し、町長をはじめ議員等の担う職務職責の内容またはその重さは増す一方であり、また一方で懸念された町の財政

状況につきましては、経常収支比率や実質公債費比率等の客観的財政指標等でも明らかになっておりますように、平成17年度以降も常に県下トップクラスの健全な状況を維持しております。

ここで、県内の特別職及び議員の報酬等の状況をご説明いたしますので、7ページの表をご覧ください。

見方ですけれども、一番左の欄が町別です。その右が人口、次が議員数、その次が縦に4つの区分になっておりますけれども、一番上が条例による月額、その下が特例で減額をしている場合の額、その下が特例による減額率、その下が特例の期間というふうな見方をさせていただいて、役職についてはそれぞれ見ていただければと思いますが、一番下に阿武町を除く平均と阿武町を含んだ町の平均そして県平均となっております。

ここで、阿武町についてどうかということではありますが、例えば町長の給料の阿武町の段を見ていただきますと、一番下で阿武町を除く町長の給料の平均が74万3千円に対しまして阿武町は60万円、また議員報酬、例えば一般の議員につきましては5町の平均で19万3500円ですけれども、阿武町は15万円といった同様の見方をさせていただければ、お分かりいただけるように、本町の額は県下の他町との均衡を著しく失していると言わざるを得ない状況であります。

従いまして、先般、阿武町特別職報酬等審議会に対し、これを改定前の水準に復すべく諮問いたしました。5ページに答申されておりますように、審議会におかれまして、これを是とする旨の答申を得ましたので、今回この答申に従い、報酬等を改定するための関係条例の一部改正をしようとするものであります。

それでは、順次説明いたしますので3ページにお戻りください。

これは議案第2号であります。町長の給料月額の改定であります。現行

の60万円を70万3千円に改めようとするものであります。

次に8ページをお願いします。

これは、教育長でございます。これは書きぶりが少し違いますので、書きぶりの統一も含めておりますが、額としては48万円を53万2千円に改めようとするものであります。

次に10ページをお願いします。

議会議員の議員報酬月額でございます。これにつきましては、それぞれ右の欄にありますように、たとえば一般の議員でありますと15万円を19万円にというふうにそれぞれ改めようとするものであります。

以上で説明を終わります。

○議長 続いて、議案第5号、町長及び教育長の給与の特例に関する条例及び、議案第6号、阿武町議会議員の議員報酬の特例に関する条例は関連がありますので、一括して説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第5号、町長及び教育長の給与の特例に関する条例及び、議案第6号、阿武町議会議員の議員報酬の特例に関する条例につきまして一括してご説明をいたします。

本2議案につきましては、先ほど議案第2号から議案第4号まででご説明いたしました町長及び教育長の給料月額並びに議会議員の報酬月額の改定についてお願いした訳であります。平成26年度中においては、昨年7月の豪雨災害等の災害復旧事業費等に相当の財源を要しますので、先ほど申し上げたものを、特例として改定額の町長につきましては10パーセント、教育長においては5パーセントを削減するということでもあります。

14ページをお願いします。同様に議会議員におきましては、この額を20パーセント削減するというところでございます。

13ページの表であります。先ほどの議案第2号から4号までの改定案とそ

れに対する削減案を額として対比したものであります。

見方は、例えば町長でありますと、現行給料月額が 60 万円、それで今回の改正案で 70 万 3 千円、従いまして現行と改正案の差額は 10 万 3 千円となり、アップ率としては 17 パーセントアップ、その給料月額をこの特例条例により 10 パーセント削減した場合、その削減額は 7 万 1 千円減額し実際の支給給料月額は 63 万 2700 円となり、これを現在の給料月額と比較すれば、3 万 2700 円の増となると、そういった形で見えていただければ、それぞれの役職に応じた比較ができると思います。なおこの特例の適用期間につきましては、いずれも平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までとしております。

以上で説明を終わります。

○議長 続いて、議案第 7 号、阿武町旅費支給条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第 7 号、阿武町旅費支給条例の一部を改正する条例をご説明します。

今回の改正につきましては、現在の旅費支給条例が長い間改正されず、条文の字句等について分かりにくい面もありますので改正するわけではありますが、次のページの第 4 条第 4 項につきましては、宿泊料につきましては定額支給としておりますが、21 ページをお願いします。

宿泊料ですけれども、一番下に別表がありますけれども、例えば一般職でありますと、現在は県内 1 万円、県外 1 万 3 千円。特別職については県内 1 万 1 千円、県外 1 万 4 千円で、これは定額支給ということに条例上なっておりますが、16 ページをお願いします。

4 項にありますように、宿泊料については先ほどの額を上限とする、定額では無しに、上限とした実費支給にするということでございます。

その他につきましては、字句等の調整でございますので説明は省略させてい

たきます。以上です。

○議長 続いて、議案第8号、阿武町税条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。住民課長。

○住民課長 議案第8号、阿武町税条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本条例の一部改正は、入湯税を導入することによる条例改正でございます。

道の駅阿武町のリニューアルに伴い日本海温泉も営業されますので、これを機会に入湯税を課するものでございます。

地方税法において、鉱泉浴場すなわち温泉につきましては入湯税を課することになっておりますので、阿武町税条例第140条の次に第3章、目的税、第1節、入湯税並びに11条を加えるものでございます。

次に条例の条文の説明を行います。

第141条は、納税義務者等に係るもので、鉱泉浴場の入湯客に入湯税を課する条文でございます。第142条は、課税免除に係るもので、年齢12歳未満の者、及び公共浴場、一般浴場の施設には入湯税を課さないことの条文でございます。第143条は、税率に係るもので、宿泊する者には1泊150円、宿泊しない者には1回50円を課するものでございます。第144条から第148条は、特別徴収に係るもので、鉱泉浴場の経営者が入湯客の状況を踏まえ、入湯税を特別徴収により納入することや、手続きについての条文でございます。第149条から第151条は、特別徴収義務者に係るもので、入湯税に係る特別徴収をする場合の徴収義務者の罰則や義務履行について書かれております。

以上で、説明を終わります。

○議長 続いて、議案第9号、阿武町観光施設等整備基金条例について、説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第9号、阿武町観光施設等整備基金条例について説明します。

本条例は、ただ今の議案第8号の入湯税の導入に伴いまして、入湯税は目的税でありまして、その用途は環境衛生施設、鉱泉源の確保管理施設及び消防施設、その他の消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興及び観光施設の整備に要する費用に充てることを目的とする、というふうになっておりまして、本町におきましては観光施設等の整備に必要な経費に充てるために基金を設置し、一旦ここに積み立てて、その後必要に応じこれを取り崩し活用するための条例の新規制定であります。

なお、各条文につきましては、ごく一般的な記述でありますのでいちいちの説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

○**議長** 続いて、議案第10号、阿武町移住体験滞在施設の設置及び管理に関する条例について、説明を求めます。総務課長。

○**総務課長** 議案第10号、阿武町移住体験滞在施設の設置及び管理に関する条例をご説明いたします。

本条例は、定住促進を図るため移住希望者の短期滞在移住体験施設の設置に関する条例の新規制定であります。

まず第1条は、目的ですけれども、移住希望者が田舎暮らしの体験をするための生活拠点として使用する移住体験滞在施設、いわゆるお試し住宅を設置するものです。次に第2条は名称及び位置ですけれども、別表第1にありますように、名称は下東郷住宅、位置につきましては阿武町大字福田上1215番地2でありまして、この住宅は先の空き家バンク訴訟の対象となりました農家住宅で、議員各位もご承知のとおりであります。お試し住宅に利用する目的で、先般町が購入したものであります。次に第3条は入居資格ですけれども、本人及び同居人が暴力団関係者でない者であって、阿武町に移住を希望し、短期間の田舎暮らし体験をしようとする者ほかであります。次に第4条は居住期間ですけれども、

原則として1年以内、ただし必要があれば2年まで延長できるというものでございます。なお、第5条から第10条までにつきましては、一般的事項でありますのでこの説明は省略させていただきますが、第6条の家賃につきましては、別表の2にありますように月額2万円といたしております。

以上で説明を終わります。

○議長 続いて、議案第11号、新たに生じた土地の確認について、説明を求めます。施設課長。

○施設課長 議案第11号、新たに生じた土地の確認について説明します。

本案件は、奈古漁港沢松地区の漁港埋め立てに伴い、国有海浜地が新たに生じたため確認のご議決をお願いするものでございます。

33ページの地図で説明します。図面左側の赤色で囲まれた漁港埋立地2249番6と地積図上の陸地との間にある緑色及び黄色の土地の2249番7、2249番8及び2249番9の合計面積6373平方メートルが今回該当する土地になります。なお、この国有海浜地につきましては、漁港の利用計画及び道の駅の施設整備との整合性を計るため、国に譲与についての協議を重ねた結果、黄色の部分の土地を財務省から有償で譲り受けることで協議が整ったところでございます。以上で説明をおわります。

○議長 続いて、議案第12号、阿武町農林業施設災害復旧事業等分担金徴収条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。施設課長。

○施設課長 議案第12号、阿武町農林業施設災害復旧事業等分担金徴収条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正は農地災害及び農業用施設災害の復旧事業について、国庫補助金を除いた部分の受益者負担金の割合を2分の1から4分の1に変更するものであります。

25年災害に当てはめてみますと、農地の負担が事業費の2.5パーセントか

ら1.25パーセント、農業用施設災害の負担は0.9パーセントから0.45パーセントに負担の軽減を図るものでございます。

以上です。

○議長 続いて、議案第13号、道の駅阿武町の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。経済課長。

○経済課長 議案第13号、道の駅阿武町の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

本案件は、リニューアルオープンいたします道の駅阿武町の施設にあわせ、条例の改正をお願いするものでございます。

改正の内容は、第3条第1項中、施設の名称及び事業内容の改正でありまして、改正の内容は、トイレ施設を新たに組み込み、また日本海温泉テルメ阿胡に替わる新しい温泉である日本海温泉、そして付帯諸施設、イベントステージや公園などをその他付帯施設として整備するものです。

以上で説明をおわります。

○議長 続いて、議案第14号、阿武町日本海温泉施設に関する条例の一部を改正する条例について、説明を求めます。経済課長。

○施設課長 議案第14号、阿武町日本海温泉施設に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

本案件は、当初日本海温泉に設置されておりました源泉を販売する温泉スタンドについては、既に廃止し施設撤去されており、現状にあわせ関係条項の整備についてお願いするものであります。以上で説明を終わります。

○議長 以上で、議案第1号から議案第14号までの議案説明を終わります。

日程第5 議案第15号を上程

○議長 ここでお諮りいたします。次の議案第15号、平成25年度道の駅阿武町施設建築整備工事の請負契約の請負契約の一部を変更することについて及び議案第16号、平成25年度道の駅阿武町施設屋外整備工事の請負契約の一部を変更することについての2件については、議案説明の後、直ちに質疑、討論、採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 全員異議なしと認めます。

よって、議案第15号及び議案第16号の2件については、議案説明の後、直ちに質疑、討論、採決を行うことに決定しました。

○議長 日程第5、議案第15号を上程します。

議案第15号、平成25年度道の駅阿武町施設建築整備工事の請負契約の一部を変更することについて、説明を求めます。経済課長。

○経済課長 議案第15号、平成25年度道の駅阿武町施設建築整備工事の請負契約の一部を変更することについてご説明いたします。

本案件は、平成25年5月の臨時議会でご議決いただきました道の駅阿武町施設建築整備工事の契約につきまして、工事の内容の変更等の必要が生じたので、これに係る契約の変更であります。

原契約金額6億3617万3697円に1228万6353円を追加し、変更後の請負金額を6億4846万50円とするものです。なお、今回の変更、増額の予算につきましては、当初予算及び平成25年12月の補正予算で既にご議決をいただいているものであります。

増額の主な内容を改めてご説明いたしますと、地盤支持力保持のための地盤改良工事の増強工事、そして現地確認申請時に防火性能の基準を上げる指示等による防火扉等の構造変更、及び電気自動車への充電施設を普通充電タイプから急速充電タイプに変更することによる増額でございます。

以上で説明を終わります。

○議長 以上で議案の説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑がないようですので、これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声)

○議長 討論がないようですので、これより採決を行います。

お諮りします。議案第15号、平成25年度道の駅阿武町施設建築整備工事の請負契約の一部を変更することについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 全員ご異議なしと認めます。よって議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第16号を上程

○議長 日程第6、議案第16号を上程します。

議案第16号、平成25年度道の駅阿武町施設屋外整備工事の請負契約の一部を変更することについて、説明を求めます。経済課長。

○経済課長 議案第16号、平成25年度道の駅阿武町施設屋外整備工事の請負契約の一部を変更することについてご説明いたします。

本案件は、平成25年12月定例議会でご議決いただきました道の駅阿武町施設屋外整備工事の契約につきまして、工事内容の変更等の必要が生じたので、これに係る契約の変更であります。

原契約金額1億3618万5千円に1017万1350円を追加し、変更後の請負金額を1億4635万6350円とするものです。なお、今回の変更、増額の予算につきましては、当初予算及び平成25年12月の補正予算で既にご議決をいただいているものでありますが、増額の主な内容を改めてご説明いたしますと、道の駅のサイン看板及びモニュメントの事業内容が確定したことによる工事費への組み込み、及び安全確保のためのガードレール等の追加による増額であります。以上で説明を終わります。

○議長 以上で議案説明を終わります。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声)

○議長 質疑がないようですので、これより討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声)

○議長 討論がないようですので、これより採決を行います。

お諮りします。議案第16号、平成25年度道の駅阿武町施設屋外整備工事の請負契約の一部を変更することについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○議長 全員異議なしと認めます。よって議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第17号から議案第32号を一括上程

○議長 日程第7、議案第17号から議案第32号までを一括上程します。

まず、議案第17号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について、説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第17号、山口県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更についてご説明いたします。

本案件につきましては、山口県市町総合事務組合を構成する団体のうち周南地区食肉センター組合が平成26年3月31日をもって解散することにより脱退するための規約の一部変更です。なお、新旧対照表をつけておりますが詳細説明は省略させていただきます。以上で説明を終わります。

○議長 続いて、議案第18号、平成25年度 阿武町一般会計補正予算(第7回)について、説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第18号、平成25年度 阿武町一般会計補正予算(第7回)をご説明いたします。今回の補正は、3265万6千円の減額で、補正後の歳入歳出予算の総額は36億5194万1千円となるところであります。

なお、歳入歳出予算補正及び繰越明許費につきましては、別冊補正予算書の第1表及び第2表のとおりであります。以上です。

○議長 続いて、説明をお願いします。説明は歳出からお願いします。

13 ページ、1 款、議会費、1 項、議会費から、議会事務局長。

(議会事務局長、議会費について説明する。)

○議長 続いて、総務課長。

(総務課長、一般管理費、財産管理費、ふれあいセンター費、基金積立金、情報政策費、交通安全対策費について説明する。)

○議長 続いて、住民課長。

(住民課長、賦課徴収費、固定資産評価費、戸籍住民基本台帳費について説明する。)

○議長 続いて、総務課長

(総務課長、参議院議員選挙費、阿武町議会議員選挙費、指定統計調査費について説明する。)

○議長 ここで会議を閉じて10分間休憩いたします。

休 憩 11時03分

再 開 11時12分

○議長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。続いて、民生課長。

(民生課長、社会福祉総務費、老人福祉費、児童福祉総務費、保育所運営費、児童クラブ費、保健衛生総務費、環境衛生費、診療所費、保健事業費、塵芥処理費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、農業政策費、中山間地域等直接支払事業費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、農村整備費、農地・水保全管理交付金事業費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、林業政策費、林野管理費、森林整備地域活動支援事業費、水産業政策費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、漁港管理費、漁港建設費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、道の駅産業振興費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、土木総務費、道路費、過疎対策道路事業費、一般単独道路事業費、住宅管理費について説明する。)

○議長 続いて、総務課長。

(総務課長、消防費について説明する。)

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

(教育委員会事務局長、(小)教育振興費、(中)教育振興費、外国青年英語指導事業費、町民センター費、文化財保護費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、(農)単独災害復旧事業費、(公)単独災害復旧事業費について説明する。)

○議長 続いて、総務課長。

(総務課長、利子について説明する。)

○議長 以上で、歳出の説明を終わります。

続いて、歳入に入ります。6ページ、9款、地方交付税から、総務課長。

(総務課長、歳入補正の概要について説明する。)

第2表、繰越明許費ですが、まず事業名ですが、子ども子育て新制度に係る電子システム構築等事業につきましては、国からのシステム構成の内容の詳細の提示が遅れたために繰り越すものであります。次に、畜産基盤再編総合整備事業、西台公共牧場整備事業ですが、国と県との事業内容の詳細調整に不測の日数を要したための繰越です。次に、林道整備事業につきましては、林業専用道東イラオ山線新設工事ですけれども、地盤が悪く、地盤改良工事に時間を要したための繰越です。次に、林地崩壊防止事業につきましては、芋ヶ迫地区山腹工事ですけれども、国の事業承認に時間を要したための繰越であります。次に、過疎対策道路事業につきましては、町道柳尾汐入線及び町道長浜西ヶ畑線ですが、災害対応で不測の日数を要したための全部繰越であります。次に、公営住宅建設事業につきましては、宇田郷地区の町営住宅建設及び住宅裏の石垣補修等周辺整備工事ですけれども、地元県産材の調達等に不測の時間を要したための繰越です。次に、25 災農地災害復旧事業及び 25 災農業用施設災害復旧事業並びに 25 災単独災害復旧事業につきましては、いずれも件数も多く、災害査定に

不測の時間を要したための繰越であります。次に、25 災公共土木施設災害復旧事業及び 25 災単独災害復旧事業につきましても、件数も多く災害査定に不測の時間を要したための繰越であります。最後に、美咲分譲宅地整備事業につきましては美咲第4分譲宅地造成に係る確定測量ですけれども、災害対応により業者選定に不測の日数を要したための繰越であります。

以上で説明を終わります。

○議長 議案第19号、平成25年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第3回)について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 47ページをお願いします。

議案第19号、平成25年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第3回)について説明いたします。今回の補正は予算の総額から2003万2千を減額し、予算の総額を6億6862万9千円とするものです。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 続いて、議案第20号、平成25年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第2回)について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 48ページをお願いします。

議案第20号、平成25年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第2回)について、説明します。今回の補正は、予算の総額から122万7千円を減額し、予算の総額を5815万6千円とするものです。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 続いて、議案第21号、平成25年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2回)について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 49ページをお願いします。

議案第21号、平成25年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第2回)について説明します。今回の補正は、予算の総額から489万9千円を減

額し、予算の総額を 8158 万 3 千円とするものです。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 続いて、議案第 22 号、平成 25 年度阿武町介護保健事業特別会計補正予算(第 3 回)について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 50 ページをお願いします。

議案第 22 号、平成 25 年度阿武町介護保険事業特別会計補正予算(第 3 回)について説明します。今回の補正は、予算の総額から 6646 万 6 千円を減額し、予算の総額を 5 億 8964 万 7 千円とするものです。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 ここで、昼食のための休憩とします。午後は、1 時から再開いたします。

休 憩 12 時 01 分

再 開 12 時 58 分

○議長 昼食のための休憩を閉じて、会議を再開いたします。

○議長 続いて、議案第 23 号、平成 25 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第 4 回)について、説明を求めます。施設課長。

○施設課長 51 ページをお願いします。

議案第 23 号、平成 25 年度阿武町簡易水道事業特別会計補正予算(第 4 回)についてご説明いたします。今回の補正は、予算の総額から 91 万円を減額し、予算の総額を 5019 万 3 千円とするものです。

(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 続いて、議案第 24 号、平成 25 年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 回)について、説明を求めます。施設課長。

○施設課長 52 ページをお願いします。

議案第24号、平成25年度阿武町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)について説明いたします。今回の補正は、予算の総額から138万千円を減額し、予算の総額を7711万7千円とするものです。

(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 続いて、議案第25号、平成26年度阿武町一般会計予算について、説明を求めます。総務課長。

○総務課長 議案第25号、平成26年度阿武町一般会計予算についてご説明いたします。

まず第1条は、平成26年度一般会計予算の総額を、27億5300万円と定めるものです。

また第2項は、歳入歳出予算の款項の区分とその金額は、別冊予算書の第1表のとおりです。

また第2条は地方債で、その内容は、別冊予算書の第2表、地方債で後ほどご説明いたします。

また第3条は、借入金の限度額を5億円と定める。

また第4条は、歳出予算の流用につきましては、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費についてのみ款内流用ができる旨の定めであります。

以上です。

○議長 続いて、説明をお願いします。説明は、歳出からお願いします。31ページ、1款、議会費、1項、議会費から。議会事務局長。

(議会事務局長、議会費について説明する。)

○議長 続いて、総務課長。

(総務課長、一般管理費、財産管理費、のうそんセンター費、ふれあいセンター費、基金積立金、情報政策費、企画総務費、企画振興費、文書広報費、交

通安全対策費について説明する。)

○議長 続いて、住民課長。

(住民課長、税務総務費、賦課徴収費、固定資産評価費について説明する。)

○議長 続いて、総務課長。

(総務課長、固定資産評価審査委員会費について説明する。)

○議長 続いて、住民課長。

(住民課長、戸籍住民基本台帳費について説明する。)

○議長 続いて、総務課長。

(総務課長、選挙管理委員会費、選挙啓発費、指定統計調査費について説明する。)

○議長 続いて、議会事務局長。

(議会事務局長、監査委員費について説明する。)

○議長 続いて、民生課長。

(民生課長、社会福祉総務費、老人福祉費について説明する。)

○議長 続いて、住民課長。

(住民課長、国民年金事務費について説明する。)

○議長 続いて、民生課長。

(民生課長、臨時福祉給付金給付事業費、児童福祉総務費、保育所運営費、児童クラブ費、子育て世帯臨時特例給付金給付事業費、災害救助費、保健衛生総務費、環境衛生費、母子健康センター費、診療所費、保健事業費、塵芥処理費、し尿処理費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、労働諸費、農業委員会費、農業者年金事務費、農業政策費、畜産業費、水田営農対策推進費、中山間地域等直接支払事業費、農山漁村女性活動推進事業費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、農村整備費、中山間地域総合整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、環境保全型農業直接支援対策費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、地下かんがいシステム事業費、農村災害対策整備事業費、多面的機能支払交付金事業費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、阿武町西台放牧場管理費、林業政策費、林野管理費、林業センター費、森林整備地域活動支援事業費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、小規模治山事業費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、水産業政策費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、漁港管理費、漁業集落環境整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、単県農山漁村魚礁整備事業費、漁場環境藻場整備事業費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、漁港単独改良事業費について説明する。)

○議長 続いて、経済課長。

(経済課長、商工政策費、観光費、道の駅産業振興費、地域おこし協力隊事業費、西台観光資源活用事業費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、土木総務費、道路費、橋梁費、過疎対策道路事業費、一般単独道路事業費、河川費、住宅管理費、特定公共賃貸住宅管理費、公営住宅建設事業費について説明する。)

○議長 続いて、総務課長。

(総務課長、消防費、災害対策費について説明する。)

○議長 ここで、会議を閉じて10分間休憩します。

休 憩 13時54分

再 開 14時02分

○議長 休憩を閉じて、会議を再開します。

○議長 続いて、教育委員会事務局長。

(教育委員会事務局長、教育委員会費、事務局費、教職員住宅管理費、(小)学校管理費、教育振興費、給食センター費、(中)学校管理費、教育振興費、外国青年英語指導事業費、社会教育総務費、公民館費、町民センター費、生涯学習振興費、文化財保護費、放課後子ども教室費、阿武町昔話改定事業費、保健体育総務費、体育センター等費について説明する。)

○議長 続いて、施設課長。

(施設課長、(農)単独災害復旧事業費、25 災農地災害復旧事業費、25 災農業用施設災害復旧事業費、(公)単独災害復旧事業費、25 災公共土木施設災害復旧事業費について説明する。)

○議長 続いて、総務課長。

(総務課長、元金、利子、諸支出金、予備費について説明する。)

○議長 以上で、歳出の説明を終わります。

続いて、歳入に入ります。9ページ、1款、町税から。総務課長。

(総務課長、歳入について説明する。)

○議長 続いて、議案第26号、平成26年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計予算について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 54ページをお願いします。

議案第26号、平成26年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計予算について説明します。歳入歳出予算の総額は、6億8391万8千円とします。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 ここで、会議を閉じて10分間休憩といたします。

休 憩 14時58分

再 開 15時06分

○議長 休憩を閉じて、会議を再開します。

○議長 続いて、議案第27号、平成26年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計予算について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 55ページをお願いします。

議案第27号、平成26年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計予算について説明します。歳入歳出予算の総額は、5791万3千円といたします。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 続いて、議案第28号、平成26年阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 56ページをお願いします。

議案第28号、平成26年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計予算について説明します。歳入歳出予算の総額は、8510万円とします。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 続いて、議案第29号、平成26年度阿武町介護保険事業特別会計予算について、説明を求めます。民生課長。

○民生課長 57ページをお願いいたします。

議案第29号、平成26年度阿武町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。歳入歳出予算の総額は、7億1430万円といたします。

(民生課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 続いて、議案第30号、平成26年度阿武町簡易水道事業特別会計予算について、説明を求めます。施設課長。

○施設課長 58ページをお願いいたします。

議案第30号、平成26年度阿武町簡易水道事業特別会計予算について説明します。歳入歳出予算の総額を、4624万3千円とするものです。

(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 続いて、議案第31号、平成26年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算について、説明を求めます。施設課長。

○施設課長 議案第31号、平成26年度阿武町農業集落排水事業特別会計予算について説明します。歳入歳出予算の総額を、7758万7千円とするものです。

(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 続いて、議案第32号、平成26年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算について、説明を求めます。施設課長。

○施設課長 議案第32号、平成26年度阿武町漁業集落排水事業特別会計予算について説明します。歳入歳出予算の総額を、2582万7千円とするものです。

(施設課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長 以上で、議案第17号から議案第32号までの議案説明を終わります。

日程第7 委員会付託

○議長 日程第7、委員会付託を行います。

お諮りいたします。ただ今議題となっております、議案第1号から議案第14号まで及び議案第17号から議案第32号までの30件について、一括して、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することについて、賛成の方の挙手を求めます。

(「挙手」全員)

○議長 おなおりください。

挙手、全員です。よって、議案第1号から議案第14号まで及び議案第17号から議案第32号までの30件については、阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。

○議長 以上で本日の議事日程は、全て終了しました。本日は、これをもって散会とします。全員ご起立をお願いします。

一同礼、お疲れさまでした。

散 会 15時31分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長 田 中 敏 雄

阿武町議会議員 長 嶺 吉 家

阿武町議会議員 小 田 達 雄